

自然体験活動リーダー共通登録制度における社会教育・生涯学習団体の課題

[2007年5月7日受理]

鹿児島大学 降旗 信一
東京農工大学 福田 祥子

はじめに

自然体験活動リーダー共通登録制度は、場(施設)の整備、プログラムの充実とともに自然体験活動の推進に必要な指導者の社会的認知と資質の向上をめざして1999年1月に検討が始まり、自然体験活動指導者研究会による一年間の検討を経て、2000年5月の自然体験活動推進協議会(Council for Outdoor & Nature Experiences = CONE)の設立により始まった(岡島2001)。この制度はいわば団体間の自主協定的なリーダー共通登録の仕組みではあるが、この仕組みのあり方を検討した自然体験活動指導者研究会(1999年1月～2000年3月)には旧文部省をはじめとする複数の省庁よりカリキュラムづくりのための研究費が補助されるなどの後押しがあった。自然体験活動リーダー共通登録制度の開始から7年を経過した今日の状況として、この制度を運営するCONEの会員団体276団体、登録指導者は24,687名(2007年3月現在)となっている。本論文ではこの制度の成果と課題を、社会教育・生涯学習研究の蓄積を踏まえ、自然体験学習実践史¹⁾の立場から論じる。

日本の社会教育・生涯学習における自然体験学習実践は、その源流を主に自然保護教育と野外教育にみることができる(降旗2005)。そこで第一節では戦後のこの二つの流れを踏まえ、「自然体験活動指導者」に至る歴史的背景を整理した上で、第二節では1999年に行われた自然体験活動指導者研究会の発足の経緯、独自の理念と組織構造を明らかにする。この制度の7年間の歴史は実践史としての相対的な評価を行うには短いともいえるが、今日の時点でこの制度の発足時の経緯やそこでの議論の内容を明らかにし、その評価を試みることに一定の意義があると考えられる。そこで第三節では、社会教育・生涯学習研究で蓄積されてきた社会教育団体論の視点を取りいれ

つつこの制度の意義の評価をこころみる。

「自然体験活動指導者」に至る歴史的背景

1. 二つの源流における自然体験活動指導者

日本の学校外教育における自然体験活動の源流について、井村(2006a)、井村(2006b)が野外教育研究の立場からその歴史的背景を明らかにしている。それによればわが国の野外教育の始まりは近代国家が形成された明治時期であったがその主要な活動は登山であり、そのさらに源流であった修験道には今日の野外教育の基礎である冒険教育と環境教育の要素が備わっていた。岡島(2007)はこうした井村らの研究成果を踏まえ、野外運動から自然体験活動に至る変遷過程を整理しており、そこでは戦後の自然体験活動としてキャンプやスカウト、ユースホステル運動などとともに日本自然保護協会が位置づけられている。今日の自然体験活動の源流の一つである自然保護教育では、自然環境の保全を重視するという立場をとりながら、主に1970年代以降、日本自然保護協会による自然観察指導員制度や日本ナチュラリスト協会による子ども対象の自然観察会などの自然観察会運動として発展してきた(降旗2005)。1957年に「自然保護教育に関する陳情」を行った日本自然保護協会では、1978年に「自然観察指導員」の養成及び登録制度を開始した。この制度づくりは「自然保護についての基本的な考え方をもった人が、一人でも多く出てさまざまな場で実践活動に入ってもらえれば、大変な力になる(金田平)」との構想で進められ、一時期は自然観察指導員、自然観察顧問指導員、自然観察上級指導員、自然観察準指導員など4つのグレードといった具体的な構想も検討された(日本自然保護協会1978)。自然保護教育においてこの時期、本格的な指導者養成が検討された背景には、1971年の環境庁(当時)発足などを契機とした環境行政のとりくみが各自治体で始まり、様々なタイプの自然保護教育が展開されはじめるなかで、「自然保護」の理念が必ずしも実践現場に十分に引き渡っていかないという危機意識があり、全国各地に「適格な指導者」を養成することで一般国民への自然保護の浸透をはかりたいという思いがあったと考えられる。1970年代は、オイルショックがあったとはいえ、日本列島改造論に象徴される開発の波が全国各地に押し寄せていた時代であり、各地ですすむ環境破壊を食い止めるための住民運動の中でリーダーシップを発揮する地域自然保護運動の担い手として指導者の養成が構想されたのである。一方、野外教育では1961年制定のスポーツ振興法において「野外活動」が条文化されるなど、戦後の比較的早い時期から、「国民の心身の健全な発達」のためのスポーツとしての野外活動を推進する政策がとられ、スカウトやYMCAなどの青少年団体や国立青年の家・少年自然の家などの青少年教育施設が主要

な担い手や場となって発展してきた。1985年には文部大臣の認定による「社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定制度」が創設され、このうち野外活動指導者として「オリエンテーリング」「キャンプ」「サイクリング」「ホステリング」の4種目が認定された。こうした指導者たちに期待されたのは「スポーツの技能を教える」ことであり、そのために各種目の技能の向上が指導者としての主要な学習目標として位置づけられていた。だが、その後の小泉政権の行財政改革方針のもと、すべての「文部科学大臣認定事業」については、大臣認定をはずし、それぞれ民間で指導者の養成を行うことが指導されたことなどから、野外活動指導者の文部大臣認定制度は2005年度に終了し、その後は各団体による指導者制度が継続されている。

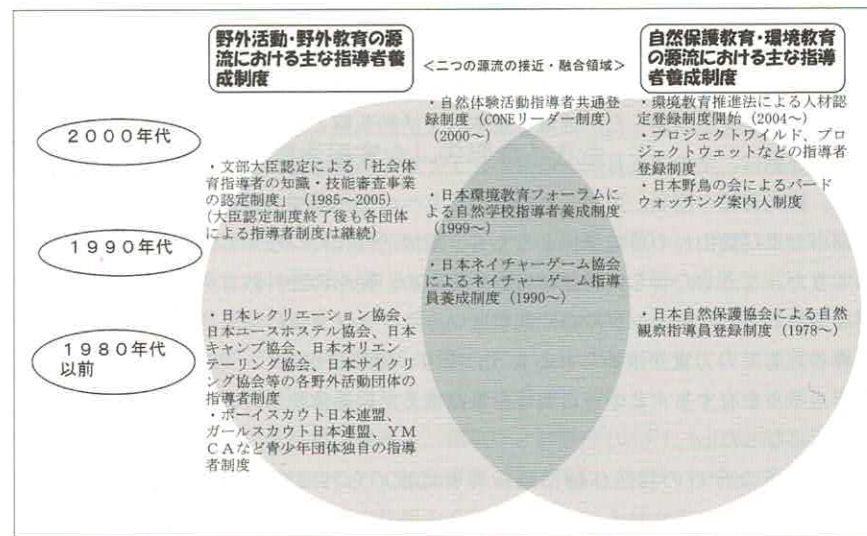


図1. 学校外教育における自然体験活動に関する全国規模での指導者制度の歩み(日本国内)

2. 「大人の学び」としての自然体験活動指導者

このように同じ「指導者」といっても自然保護教育と野外教育とではその成立や発展の経緯に差がみられるが、ここで着目したいのはこれらの「指導者の養成制度」が、社会的な必要性を反映して成立し全国規模の団体により運営されると同時に、各地域においてはそれぞれの地域固有の課題に取り組む住民が自らの参加意識や個人の知識・技術を高めることにより活動の充実をはかるという「大人の学び」の役割を果たしてきた点である。自然体験活動の意義は子どもの自然体験の減少によって引き起こされる諸問題への対応策として論じられることが多いが、「おとな」の教育学として提唱され

ている「主体形成の教育学(鈴木敏正)」は、課題の発見・解決を「当事者」である成人(市民・住民)自身に求めるより直接的な方法とされている(朝岡幸彦2006)。社会教育法が社会教育主事の職務を「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」(第9条の3)としているように社会教育・生涯学習において「指導者」は、多くの場合、住民の学習を支える専門職員として理解されてきた。だが、ボランティア活動を前提とする多くの市民にとって「指導者になること」は自然体験活動の専門職員への第一歩というよりは、地域の様々な課題に取り組み、自らが学びながら成長していく学習過程の中に位置づくものであったといえる。

3. 専門職員としての自然体験活動指導者

自然保護教育と野外教育の源流は1990年代に入ると、日本ネイチャーゲーム協会や日本環境教育フォーラムなど、自然保護教育と野外教育の双方の視点をもった新しい実践の形態を生み出した。地域を基本的な活動基盤とするこのような新しい自然体験活動運動は、学校週5日制への対応、子どもの体験不足、地域振興、過疎・少子化対策、観光資源の開発、川づくりや森づくりへの住民参加の推進などの課題と直面する都市および農山村の各地域にとっても、地域活性化につながる試みとしてとりくまれてきた。こうした新しい課題に対応するため、従来の野外教育や自然保護教育の主要な活動であったキャンプや自然観察といったプログラムに加え、新たな学習方法や指導者としての力量が求められるようになり、地域に根ざし、専業として取り組み、専門スキルを有する、といった要件を兼ね備えた自然体験学習の専門家が必要とされるようになった。

このような今日の自然体験活動指導者に求められる専門性を確立させるため、

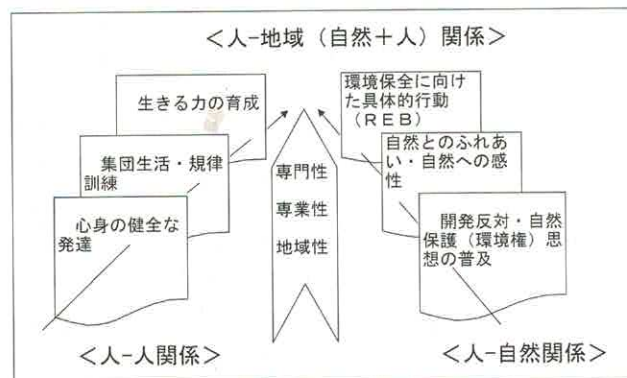


図2. 自然体験活動にもとめられる教育的課題の変遷

1987年以降、自然学校間のネットワークを形成してこの課題に取り組もうという民間団体間の連携を軸とした協同化の戦略がとられてきた。1987年9月、自然を舞台とした環境教育をすすめていこうとする行政機関、自然・環境保全団体、大学、報道機関、民間団体などの関係者が山梨県清里に集まり、第一回清里フォーラムが開催された。この会合は、日本に本格的な自然体験学習の受け皿としての自然学校を普及していく事をめざす関係者の交流の場としてその後5年間にわたり開催され、1992年には、その推進母体としての日本環境教育フォーラムが設立された。日本環境教育フォーラムは「自然を舞台とした環境教育」の実践的な展開の場として自然学校の存在を広く社会的に認知させるため、1995年には環境庁長官(当時)の出席のもと「自然学校宣言」シンポジウムを開催した。さらに1999年にはそれまで各団体が個別に実施していた人材育成事業を協同化するために自然学校指導者養成制度を開始し、専業性、専門性、地域性をもつ「自然学校指導者」を養成している。

「自然体験活動指導者研究会」の理念と方法

1. 研究会発足の経緯とよびかけ

自然体験活動指導者研究会に至る経緯については岡島(2001)、岡島(2007)に詳しく記述されている。その概略を簡単にふりかえれば、1987年の清里フォーラムによって始まった自然体験活動をめぐる新しい動きが1995年のシンポジウム「自然学校宣言」や1997年の「自然が先生 全国市民の集い」によって、野外教育、自然保護教育関係者だけでなく国の関係者や企業関係者も巻き込むゆるやかなネットワークが生まれた。この時期、文部省、建設省、農水省、環境庁、林野庁(いずれも旧省庁)などで自然体験活動や環境教育が審議会などで議論されるとともに、相次いで他の省庁と連携する施策が提案され、従来の省庁の枠組みを超えた新しい人材育成のあり方が模索されていた。そんな折、1998年の秋に文部省生涯学習局長(当時)とこのゆるかなネットワークの中核にいた数名のメンバーとの間で自然体験活動の共通指導員登録制度の検討のために各省庁の枠を超えた様々な団体に呼びかけて研究会を立ち上げてはどうかとの意見交換がなされた。1998年12月、「1997年度『自然が先生』全国市民の集い」の実行委員長名で、全国で自然体験活動を行っていると思われる80団体に研究会準備会への参加を呼びかける文書が送付された。このときの呼びかけ文では「現状認識」「現状の問題点(共通の課題)」「運営にあたっての基本理念」が示された。まず「現状認識」として、1)青少年の健全育成、環境学習、過疎対策、高齢化対策、健康増進、余暇利用など様々な社会的要請上から良質な自然体験活動を多くの人々に提供することが求められていること、2)こうした社会的要請に応えるためには、場(施設)の整

備、プログラムの充実とともに優れた指導者の存在が不可欠であること、3)この分野の指導者養成はこれまで各省庁や団体が独自に実施してきたが現状ではお互いの交流が少なく各団体の指導者がせっかく習得した技術が広く社会に還元されていないこと、の3点が示された。その上で、「現状の問題点」として、「ア.指導者を派遣したい団体(機関)と指導者を必要としている団体(機関)との交流や連携がたて割となっているため、指導者を社会に広く活用できるシステムができていない。」「イ.各団体の指導者養成担当者の横の交流や連帯が少ないため、一団体だけで解決できないような大きな課題(人材育成や新たなプログラム開発など)に対する有効な取り組みが足りない。」「ウ.各団体の指導者養成カリキュラムが一定の基準に基づいていないため、社会的な信頼が十分に確立していない。」といった3点が示され、こうした共通の課題に取り組むことの必要性が訴えられた。さらにこの研究会を進めるにあたっての基本理念として「まず、お互いがお互いをよく知り、次に、お互いの悩みや共通の課題を議論し、そして新たな一歩を踏み出そう。」という呼びかけがなされた(自然体験活動指導者研究会2000)。当初はどこまで各団体の理解が得られるか呼びかけ側も半信半疑であったが1999年1月の第一回準備会には60を超える団体が参加した。この第一回準備会には文部省生涯学習局長が冒頭で「この研究会を財政的に応援したいが研究の成果は文部省が独占することなく広く社会に還元したい。」という異例の挨拶を行い、民間団体が主導する研究活動を財政面から支援するという国の姿勢を明確に示した。文部省の他、環境庁、建設省、農水省、林野庁などの担当者もオブザーバーとして出席した。この準備会は同年3月までに85団体が参加して合計4回(準備会3回、研究集会1回)開催され、自然体験活動指導者の共通登録制度の研究を目的とする「自然体験活動指導者研究会」の発足が合意された。

2. 自然体験活動指導者研究会の研究活動

1999年度の自然体験活動指導者研究会には地方などで活動している団体も加わり合計95団体が参加した(図3)。研究会では、「全体会」の他、登録制度を検討する「登録制度検討部会」、団体間の交流を支援する「交流部会」にわかれ、さらに「登録制度検討部会」は「自然体験活動憲章策定委員会」と「共通カリキュラム検討委員会」にわかれて議論を行った。また研究会の成果に社会的な認知・評価を与えるために財界人、ジャーナリスト、文化人といったメンバーにより構成される「研究委員会」が設けられ、この年の7月から翌年3月までの間に合計17回の研究会が開催された。2000年3月に開かれた3日間の研究集会では一年間の成果の最後の詰めの議論が行われ「自然体験活動憲章」「自然体験活動指導者共通登録制度(図4)」「自然体験活動指導者養成

共通カリキュラム」「制度運営のための組織のあり方」が最終的に検討された。さらに「保険」「料金設定」「単位互換のしくみ」などそこで詰めきれなかった細部の議論は「今後の継続課題」としてまとめられた。こうした議論を経て研究集会最終日(3月6日)の全体会でこの一年間の成果をもとに実際にこの制度を立ち上げるための協議会の設立が合意され、実質的にこの日がこの制度発足の日となった。

岩手子ども環境研究所	(社)青少年交友協会
エコクラブ	(社)全国高等学校PTA連合会
エコフレンド	(社)全国子ども連合会
オークウィレッジ	(社)全国森林レクリエーション協会
(株)アウトドアサポートシステム	(社)全国青年の家協議会
(株)自然教育研究センター	(社)全国林業改良普及協会
(株)生態計画研究所	(社)日本ウォーキング協会
(株)プロジェクトアドベンチャージャパン	(社)日本オリエンテーリング協会
環境教育事務所カララズ	(社)日本河川協会
環境教育ネットワーク・千刈ミーティング	(社)日本環境教育フォーラム
くすのき自然館	(社)日本キャンプ協会
グリーンウッド遊学センター	(社)日本青年奉仕協会
くりこま高原自然学校	(社)日本ネイチャーゲーム協会
国際自然大学校	(社)日本PTA全国協議会
こども環境活動支援協会	(社)日本旅行業協会
(財)SYD修養団	(社)農山漁村文化協会
(財)大阪府青少年活動財団	(社)農村環境整備センター
(財)大阪YMCA	全国少年自然の家連絡協議会
(財)科学教育研究会	全国土地改良事業団体連合会
(財)河川環境管理財団	全国農業協同組合中央会
(財)河川情報センター	全国農業土木技術連盟
(財)キープ協会	潜水団体スリーアイ
(財)京都ユースホステル協会	鶴見川流域ネットワーク
(財)公園緑地管理財団	特定非営利活動法人多摩川センター
(財)自然公園美化管理財団	NPO法人 ひたかみ水の里
(財)青少年野外教育振興財団	NPO法人 水環境北海道
(財)世界自然保護基金日本委員会	日本アウトドアネットワーク
(財)育てる会	日本アウトワード・バウンド協会
(財)東京基督教女子青年会	日本生活協同組合連合会
(財)21世紀村づくり塾	日本青年団協議会
(財)日本キリスト教女子青年会	日本文理大学杉浦研究室
(財)日本サイクリング協会	日本野外活動団体連絡協議会
(財)日本自然保護協会	日本ロイヤル・ライフ・セイビング協会
(財)日本生態系協会	「バイエルン」の風」カヌー学校
(財)日本青年館	Be-Nature School
(財)日本体育協会・日本スポーツ少年団	P-MAC野外教育研究センター
(財)日本野鳥の会	ホールアース自然学校
(財)日本ユースホステル協会	北海道自然体験学校NEOS
(財)日本レクリエーション協会	木風舎
(財)日本レジャースポーツ振興協会	森の自然学校
(財)日本YMCA同盟	野外教育研究所
(財)農林漁業体験協会	野外教育事業所ワンバク大学
(財)ハーモニーセンター	(有)アウトドアエデュケーションセンター
(財)ボーイスカウト日本連盟	(有)人間科学研究所
(財)山形県みどり推進機構 山形県源流の森	若林環境教育事務所
(財)リバーフロント整備センター	
サンゴとプロコリロの森自然学校	
自然文化誌研究会	
(社)大阪自然環境保全協会	
(社)ガールスカウト日本連盟	
	合計95団体

図3. 平成11年度自然体験活動指導者研究会 参加団体名簿(五十音順)

体験活動と社会教育・生涯学習との関係性について実践者たちの間で必ずしも明確に認識されているとはいえない。だが自然体験活動を「すべての国民が教育を受ける権利(学習権)を保障する(憲法26条)」「教育(生涯学習)は『あらゆる機会に、あらゆる場所で』行われるべきもの(教育基本法旧法2条、新法3条)」「(社会教育は)学校のエデュケーション課程として行われる活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(社会教育法2条)」といった形で歴史的社会的に位置づけられている社会教育・生涯学習の中に積極的に位置づけていくことにより「自然体験活動リーダー共通登録制度」の歴史的社会的意義をより明確にするだけでなく、変動・転換期にある社会教育・生涯学習の新しい分野としても意義づけることが可能といえる。

二点目として、自然体験活動リーダー登録制度を社会教育・生涯学習の新しい分野と位置づけた場合、その意義を指導者本人にとって「大人の学び」の一環であるとともに、社会的にはこの制度を「地域の再生・発展のための学習組織」として見直すこと、同時にまたこうした「市民・住民の学習活動の支援者」として自然体験活動のプロ指導者たちを位置づけることが可能になるという点を指摘したい。第二節で述べたように自然体験活動の源流である自然保護教育や野外教育において指導者とは、学習者に教育的働きかけを行う「教育主体」というよりはむしろ、地域の様々な課題に取り組み、自らが学びながら成長していく「学習主体」であった。自然体験活動指導者としての学びとは、すなわちこうした「大人のまなび」である点を意識することでより学習者(すなわち各リーダー)の本来の立場にそった制度の設計・運用が考えられるであろう。また「学習主体」である住民や市民にとって、自然体験活動は、かつての文部大臣認定野外活動指導者制度で求められた「特定のスポーツ種目の技能」ではなく、「その地域で持続的に暮らしていくための知恵と技」といえる。自然体験活動リーダー養成制度で求める学習内容が「自然体験活動(あるいはその各分野)の技能の習得」から「自然体験学習の視点をもった地域の再生・発展のための学び」へと転換されることが必要なのである。環境と教育をめぐる今日の議論として「国連持続可能な開発のための教育(E S D)の十年」など、持続可能な開発に向けた教育の再方向付けが急務とされており、国内外でE S Dの推進の必要性が唱えられている(阿部2006)。E S Dの目的は「持続可能な開発の原則、価値観、実践を教育と学習のあらゆる側面に組み込むこと」(国際実施計画)であり、自然体験学習の視点に軸をおきながら地域の再生・発展を推進する持続可能な開発(発展)のための学びの一形態として自然体験活動リーダーの存在意義を位置づけることが世界的な動きとしても求められている。一方、自然体験活動のプロ指導者といわれる専門職員は、社会教育・生涯学習の視点でみれば、「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し命令をしてはならない。

(社会教育法9条の3)」とされる社会教育主事と同様の職務を求められているとみることができよう。本論文ではその余裕はないが、自然体験活動専門職員論や施設論を社会教育・生涯学習の蓄積を踏まえて論じることが十分可能といえるだろう。

まとめ

本論文では自然体験活動リーダー共通登録制度の意義と課題を、社会教育・生涯学習研究の視点から論じてきた。社会教育・生涯学習研究は今日の教育をめぐる激動の中でその方向性を模索している状況にあり、ある意味での限界を含め様々な課題も有している。しかし戦後60年以上の実践と研究の歴史を有するこの分野の蓄積に学ぶことは自然体験活動の実践や理論を考える上で有効であろう。自然体験活動をめぐる既往の研究蓄積が少ないが、本論文では新しい研究領域に取り組む際、既存の研究諸分野から何を学びどう位置づけるかという研究方法論としても一つの視点を提起した。今後の議論に寄与できるものとなれば幸いである。

- 1)「自然体験学習実践史」という言葉の使用にあたっては、「自然体験学習」と「実践史」の二つの用語の説明が必要であろう。自然体験活動には「自然の中で、自然を利用して行われる各種活動であり、キャンプ、ハイキング、スキー、カヌーといった野外活動、動植物や星の観察といった自然・環境学習活動、自然物を使った工作や自然の中での音楽会といった文化・芸術活動などを含んだ総合的な活動である」(文部省1996)との定義が一般的であり、自然体験学習とは一般にこのような自然体験活動を通じた学習と理解されている。「実践史」とは、ある教育運動を支えてきた理論と、その教育運動において実際に展開されてきた実践とが相互に影響、関係しあい発展する過程である。

(ふりはたしんいち／鹿児島大学特任准教授、ふくだしょうこ／東京農工大学4年)

- 朝岡幸彦, 2006, 環境教育とは何か～目的・概念・評価, 新しい環境教育の実践(朝岡幸彦編), 11-31, 高文堂出版社, 東京
- 阿部治, 2006, E S Dの総合的研究のめざすもの, 農村文化運動No.182: 3-17.
- 井村仁, 2006a, わが国における野外教育の源流を探る, 野外教育研究, 第10巻1号: 85-97.
- 井村仁, 2006b, わが国で初めて用いられた「野外教育」の意味と歴史的背景, 野外教育研究, 第10巻1号: 99-111.

岡島成行, 2001, 自然学校をつくろう, 287., 山と溪谷社, 東京

岡島成行, 2007, 自然体験学習における指導者養成と発展過程, 自然体験学習実践研究
第1巻1号: 36-47.

自然体験活動指導者研究会, 2000, 平成11年度文部省委嘱「自然体験活動指導者の登録
活用および団体間の交流支援に関する調査研究」事業報告書, 189, 自然体験活動指
導者研究会, 東京

日本自然保護協会, 1978自然保護セミナー報告書-自然観察会運動推進のために-, 財
団法人日本自然保護協会

降旗信一, 2005, 自然体験学習を責任ある行動へ〜自然体験学習論, 新しい環境教育の
実践(朝岡幸彦編), 73-105., 高文堂出版社, 東京

A Task of Organization for Adult Education and Lifelong Learning Relating to the Council for Outdoor & Nature Experiences Leader Registration System

Shinichi Furihata (Kagoshima University)

Shoko Fukuda (Tokyo University of Agriculture and Technology)

The registration system regarding leaders for experiential learning in nature started in May 2000, by the establishment of the Council for Outdoor & Nature Experiences (CONE). In the first chapter, we summarized the philosophical background of how the leaders for experiential learning in nature were established. In the second chapter, we clearly described the beginning of how the research project on developing the system and the curriculum for training leaders for experiential learning in nature was carried out in 1999 and described its unique philosophy and structure. In the third chapter, we evaluated the significance of this system from a perspective accumulated by studies regarding adult education and lifelong learning organization. As a conclusion, we indicated other significant points of this system such as; this system lets leaders themselves learn as a part of adult learning, the system can be reviewed as an adult learning system for a sustainable community development, as well as a system enabling to put "professional leaders for experiential learning in nature" in the position as "experts on facilitating adult learning or lifelong learning".